

各 所 属 所 長 殿

公立学校共済組合東京支部長  
坂本 雅彦  
(公印省略)

令和 8 年度被扶養者の要件確認調査の実施について (通知)

日頃より、共済組合の事務に御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、給与上の扶養手当が支給されていない被扶養者 (特別認定被扶養者 (※)) に対し、下記のとおり要件確認調査を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

また、今回の調査から提出書類等の一部を変更しましたので、御確認ください。

※ 特別認定については、「福利厚生事務の手引」(令和 8 年 1 月発行) 6 3 ページを参照ください。

記

1 調査の目的

要件確認調査は、被扶養者の収入状況等を確認し、認定要件を満たしているか確認するために行います。本調査は、地方公務員等共済組合法施行規程第 9 7 条の規定に基づくものです。

2 対象者

委託業者から別途送付する対象者一覧でお知らせします。(対象者がいる所属所のみ)

都立学校及び区市立学校へは、東京都学校経営支援センター及び区市教育委員会を經由して送付します。

送付予定日

令和 8 年 6 月 2 2 日 (月) 発送 ※ 到着までに数日かかります。

調査の対象となる被扶養者

給与上の扶養手当が支給されていない被扶養者のうち、令和 7 年 1 2 月 3 1 日以前に認定された者で、令和 8 年 7 月 1 日時点で資格のある者 (※)

※ ただし、以下の被扶養者は要件確認調査の対象外とします。

(ア) 令和 8 年 4 月 1 日現在で満 1 5 歳未満の者

(イ) 東京都公立大学法人に所属する組合員 (令和 7 年度末において 6 0 歳未満の者) の被扶養者のうち、満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者 (平成 1 6 年 4 月 2 日以後に生まれた者)

(ウ) 令和 8 年 1 月 1 日以後に、個別申請で特別認定への要件変更が行われた者

※ 指定職及び部長級職員 (行政職給料表 (一) 5 級以上)、定年前再任用職員、暫定再任用職員並びに会計年度任用職員は扶養手当が支給されないため、その者の被扶養者について全て調査の対象となります。

※ 令和 8 年 4 月 1 日の配偶者の扶養手当廃止に伴い、被扶養配偶者について全て調査の対象となります (ただし、上記 (ウ) の者を除く。)

### 3 調査方法

(1) 委託業者から対象者一覧等が届きましたら、以下の書類を対象者に配布ください。

ア 「被扶養者要件確認通知書」(以下「要件確認通知書」という。)

委託業者からの送付物に同封されています。

対象となる被扶養者の氏名等を印字しています。

※ 上記書類は、令和8年6月4日(木)までに資格担当で受け付け、登録した情報を反映しています。

イ 令和8年度要件確認「提出書類早見表」(別紙)

ウ 申請理由書(福利厚生事務の手引 別冊様式集(令和8年1月発行)56ページ)

エ チラシ「組合員の皆様へ 被扶養者の要件確認調査を実施します」(別添)

※ チラシは委託業者からの送付書類には同封しません。

(2) 提出書類の確認

ア 対象者から書類が提出されたら、所属所において、被扶養者が要件を備えているかを確認してください。被扶養者の要件の確認に当たっては、次を参照してください。

・「福利厚生ハンドブック(令和8年度保存版)」(令和8年6月下旬送付予定)8ページの被扶養者資格認定確認チャート

・「福利厚生事務の手引」(令和8年1月発行)50ページ以降の被扶養者の認定要件

イ 所属所において、被扶養者としての要件を満たしているかの判断結果に応じて、次の書類を揃えて提出してください。

(ア) 被扶養者としての要件を満たしている場合(継続)

「提出書類早見表」を参照し、必要書類を提出してください。

※ 主たる扶養義務者が組合員以外にいない場合、その旨を申請理由書に明記してください。

※ 所属所で継続可能と判断した場合でも、共済組合の審査の結果、要件を欠くことが判明したときは継続認定できません。その場合は、共済組合から連絡をしますので案内に沿って下記(ウ)の取消手続に必要な書類を提出してください。

(イ) 収入超過があるが継続可能な場合(「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱い)

事業主の人材不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動(以下「一時的な収入変動」という場合も同じ。)によって、収入限度額以上となったものと認められる場合には、その他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として認定継続することとします。

この場合は、給与等支払証明書【用紙No. 扶養7】に加えて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」【用紙No. 扶養7-2】(以下「事業主証明書」という。)を提出してください。

※ 令和7年11月27日付7公立東京給第1280号通知「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒常化について(通知)」参照

(ウ) 被扶養者としての要件を欠いている場合(取消)

「福利厚生事務の手引」(令和8年1月発行)87ページを参照し、必要書類を提出してください。

要件確認通知書には、取消年月日を記入してください。

資格確認書等(有効期限内のもの)は回収の上、要件確認通知書等に同封して返却してください。

※ 収入超過等で遡って認定取消となる場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただきます。

ウ その他

(ア) 扶養手当が支給されているが、要件確認通知書が送付された場合

「普通認定」への要件変更を行っていないことが考えられます。要件確認通知書の扶養手当欄を「有」とし、給与事務担当者確認欄に記名、チェックの上、提出してください。

※ 組合員の申告(申告者住所氏名の記入)及び所属所長の確認も必要です。

(イ) 上記(ア)以外で、要件確認調査の対象外となる者について、要件確認通知書が送付された場合要件確認通知書の「継続又は取消しする理由」欄に下記のとおり記入し、返送してください。

※ 組合員の申告(申告者住所氏名の記入)及び所属所長の確認は不要です。

調査対象外となるケース	「継続又は取消しする理由」欄の記入例
・ 扶養手当支給の重度心身障害者（23歳以上）	「手当支給の重度心身障害者のため対象外」
・ 令和7年度末において60歳以上の次の組合員に扶養され、扶養手当が支給されている者 62歳定年の職員（※） 4条任期付職員、臨時的任用職員	「〇〇〇〇職員 手当有のため対象外」 ※ 定年引上げの経過措置により、定年年齢が62歳（誕生日が昭和39年4月2日から昭和40年4月1日まで）の職員
・ 令和8年1月1日以後に「普通認定」から「特別認定」に個別申請で要件変更をした者	「年内要件変更者のため対象外」
・ 既に認定取消済の者	「取消済のため対象外」
・ 東京都立高等学校英語等指導助手（JET）で令和8年夏に任期満了となり帰国する者	「JET帰国者のため対象外」 ※ 任期が更新される場合は調査対象となります。

#### エ 注意事項

- (ア) 内容確認のため、上記以外の書類を追加提出していただく場合もあります。
- (イ) 対象者ごとに必要書類が全て揃ってから提出してください。  
なお、全ての対象者分が揃ってから所属所単位でまとめて提出する必要はありません。
- (ウ) 続柄が実際と異なる場合は、続柄コードに二重線を引き、正しいコードを記入してください。

#### 4 今回調査からの変更点

	内容	変更前	変更後
①	パート・アルバイト等の給与収入がある者の提出書類（収入証明書類）	給与等支払証明書	収入超過がない場合…（非）課税証明書 収入超過がある場合…給与等支払証明書
②	夫婦共同扶養（子）における夫婦間の収入比較	収入比較を行う （夫婦の収入証明書類を提出）	収入比較を省略とする （夫婦の収入証明書類は不要）

#### 変更理由

- ① 「複数事業所で勤務をする者」が、それぞれの事業所から書類を入手する負担を軽減するため。  
なお、認定基準を変更するものではありませんので御注意ください。

【認定基準とは】 3か月連続の月額限度額超過や年額限度額超過がないこと等をいいます。年額収入は、1月から12月までの1年間に限らず、例えば2月から翌年1月までの1年間など、どの時点からの1年（12か月）をとっても、年額限度額未満であることが必要です。

- ※ 組合員自身で被扶養者の収入状況を確認し、収入が限度額内かどうかに応じて、提出する書類を判断してください。その上で、申請理由書に上記認定基準を満たす（収入超過がない）旨の記載があり、かつ、（非）課税証明書で1月から12月までの1年間の収入が年額限度額未満である場合には、その他の被扶養者認定基準を満たしていれば認定継続とします。
- ※ 給与収入以外の収入（年金収入、事業収入等）がある者の提出書類は、従前と変更ありません。別紙「令和8年度要件確認（提出書類早見表）」を御確認ください。
- ② 夫婦の収入比較は、転職等で収入状況が変わった時点で行うものであるため、本調査時における収入比較は省略し、調査時の書類準備の負担を軽減する。
- ※ 収入状況が変わった場合は、配偶者との収入比較をしていただき、収入逆転が生じていないか確認するよう、組合員に対して周知をお願いいたします。

## 5 提出期限

令和8年8月12日(水)まで 所属所より提出ください。

なお、下記10に記載の「情報連携」の利用を希望する場合は、令和8年8月3日(月)までに提出してください。

## 6 提出方法・提出先

都庁交換便又は郵送

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (東京都教育庁福利厚生部内)

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

## 7 過年度の要件確認調査未了者の取扱い

過年度の要件確認調査が完了していない被扶養者がいる所属所には、督促文を資格担当から別途送付します。過年度分の必要書類も併せて提出してください。

## 8 被扶養者が留学等の理由により外国に居住している場合(被扶養者の国内居住要件について)

学生証・在学証明書等、渡航目的を確認できる書類を添付してください(日本国内に住民票を有したまま渡航している場合であっても、収入がないことの証明として同様の添付書類が必要です)。国内居住要件の詳細については、「福利厚生事務の手引」(令和8年1月発行)52ページを参照してください。

## 9 自営業、アパート経営等の事業収入がある場合(確定申告書の控えへの税務署收受日付印の押なつ廃止に伴う対応)

自営業・アパート経営等の事業収入がある方が、税務署に書面提出した確定申告書の控えを添付する場合は、税務署への提出事実及び提出年月日を確認するため、税務署交付の「リーフレット」等も併せて提出してください。

※ 令和7年2月18日付6公立東京給第1774号通知「確定申告書の控えへの税務署收受日付印の押なつ廃止に伴う被扶養者認定手続における確定申告書の取扱いの変更について(通知)」参照

## 10 個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携

情報連携により、要件確認調査の一部の添付書類を省略可能とします。(平成30年10月9日付30公立東京給第1325号通知「個人番号を利用した短期給付関係の情報連携の本格運用開始について(通知)」) 情報連携は、証明書等を速やかに取得することが難しい場合に有効な手段です。

情報連携を希望する場合は、「情報連携依頼書」等の申請書類が必要となります。詳細は、別紙1「令和8年度被扶養者の要件確認調査における情報連携による添付書類の省略について」を参照してください。

別紙1及び「情報連携依頼書」等の申請書類は、本通知(メール等により送付)に添付します。また、都立学校総合掲示板、教育庁事務局総合掲示板、及び公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載する予定です。 ※ 委託業者からの送付書類には同封しません。

## 11 その他

(1) 扶養手当が支給されている被扶養者(普通認定被扶養者)については、今回の要件確認調査の対象ではありません。しかし、各所属所におかれては、この機会に被扶養者(子の共同扶養の場合は配偶者)の収入等をしっかりと把握していただき、被扶養者の要件を欠いている場合には取消手続するよう、組合員に対して周知徹底をお願いいたします。被扶養者認定を遡って取消しする場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただくこととなります。

(2) 都立学校が対象の「教育庁調査統計システム」については、案件登録のみの利用といたします。また、本調査は同システムのほか、「都立学校総合掲示板」にも同一の文書を掲載していますので、二重に収受しないよう御注意ください。

<問合せ先>

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

電話 03-5320-6826